

道路愛護団体（道路清掃ボランティア）を募集

☒ 管理課（有家庁舎） ☎73-6676

より良い交通環境実現のために、道路愛護団体（道路の清掃ボランティア団体）を募集しています。これは、市民ボランティアと行政が相互に協力して美しい潤いある道路環境づくりを推進するための制度で、活動に必要と認める経費について、年間3万円を限度として市が補助します（事前の登録が必要です。）

また、「自転車歩行者専用道路」についても、利用可能な区間を供用開始しておりますので、併せてご検討ください。

●団体の設立要件

市民または市内勤務の人で構成する団体で、自治会 小中高等学校、老人会、婦人会、NPO法人、企業などのボランティア団体。

●補償保険

南島原市総合災害補償規程の対象です。

●活動内容・回数など

市道（自転車歩行者専用道路を含む）の路肩、法面歩道および植樹帯の清掃除草、花の植栽活動などを登録日から翌年3月までの間に3回以上、実施していただく必要があります。

食の一大イベント

フードエキスポ 「南島原FoodExpo」出展者募集

☒ 商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

出展を希望する人、検討している人などお気軽にお問い合わせください。たくさんの出展をお待ちしています。

- ☑ 10月13日(日) 午前10時～午後4時
- ☒ 堂崎港埋立場（JAグリーン南島原店）
- ☒ 物産展、郷土芸能などのステージイベント、世界遺産・観光PR など
- ☑ 50者程度
- ☒ 市内の企業・団体
- ☑ 8月30日(金)
- ☒ 出展申込書の提出が必要です。



市HP



※詳細については市HPをご覧ください。

みかんの「摘果作業」を見てみよう！

☒ 農林課（有家庁舎） ☎73-6661



みかんの生産現場では、果実の品質向上のため摘果作業が行われています。普段見られない作業風景のVR動画を公開しておりますので、ご覧ください。また、みかん農業の研修生を募集しています。農業未経験者も大歓迎です。農業環境に恵まれた南島原市でおいしい“みかん”をつくりませんか？

●研修期間…2年間

※研修時期についてはご相談ください。

●研修場所

- ・南島原果樹フロンティア協議会研修所（有家蒲河地区高齢者研修センター内）
- ・市内みかん農場

●研修費…無料

●応募条件

- ・就農時の年齢が49歳以下
 - ・市民または市内に移住できる人
 - ・果樹農業を主たる農業として目指す人
- ※ほかにもさまざまな条件などがありますので、まずはお問い合わせください。
- ☒ 電話で申し込んでください。



市HP

低所得世帯支援給付金（新たな住民税非課税等世帯）を支給します

住民税所得割非課税

●支給金額…1世帯あたり10万円

●支給対象となる世帯

基準日（令和6年6月3日）において、本市に住民票があり、令和6年度住民税所得割が非課税の世帯。

※令和5年度低所得世帯支援給付金（7万円または10万円）支給対象世帯は支給対象となりません。

●支給手続き

対象となる世帯には、7月下旬頃から「低所得世帯支援給付金（新たな住民税非課税等世帯）支給要件確認書」を発送します。確認書が世帯に届いた人は、お早めに必要事項を記載の上、同封の返信用封筒に入れて提出してください。※市が確認書を受理した後に、順次支給します。

●受付期限…10月15日(火)必着

●注意事項

- ・世帯の中に、令和5年12月2日以降に転入した人がいる場合、支給対象世帯であることの確認に時間を要しますので、確認書の発送が遅れる場合があります。
- ・未申告者が世帯にいる場合、確認書は送付されません。申告を行い、本給付の対象世帯となった場合、給付の申請を行ってください。

☒ 福祉課（南有馬庁舎） ☎73-6651

こども加算分

●支給金額…児童1人あたり5万円

●支給対象となる世帯

低所得世帯支援給付金（新たな住民税非課税等世帯）の受給者のうち下記支給対象となる児童を扶養する世帯

※令和5年度低所得世帯支援給付金（こども加算分）支給対象世帯は支援の対象となりません。

●支給対象となる児童

▼【申請不要】

基準日（令和6年6月3日）において、同一世帯の18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）
※ただし、住民票上同居である場合であっても、施設入所児童は給付支給の対象外となりますので、該当する世帯はお問い合わせください。

▼【申請必要】

基準日以降に生まれた新生児や別居監護の児童

●支給手続き

申請不要の児童が属する世帯には、「低所得世帯支援給付金（こども加算分）支給申込書【確認書】」を送付します。
申請が必要となる児童は、こども未来課および各支所に備えている申立書（指定様式）に必要事項を記載の上、こども未来課または各支所に提出してください。

●受付期間…10月31日(木)必着

☒ こども未来課（南有馬庁舎） ☎73-6652

調整給付金の支給について

☒ 税務課（西有家庁舎） ☎73-6642

●調整給付金とは？

今年度実施の「所得税・個人住民税所得割の定額減税」を十分に受けられない（定額減税可能額が令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）人に対し、上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

●支給手続き

対象者には、「調整給付金支給確認書」を8月中に郵送しますので、必要事項を記載の上、同封の返信用封筒で返信してください。※市が確認書を受理した後に、順次支給します。

●受付期限…10月31日(木)必着

※期限を過ぎた場合、受給できませんのでお早めにご提出ください。